



# なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



## 刑事事件と人権保障について考えておこう

### 無罪の推定と法定手続きの保障

日本国憲法は、なぜ刑事事件の被疑者や被告人の権利を保障しているのだろうか。それは、歴史的に経験してきた事実からの悲壮な声なのである。

憲法や法律に定められていることは、もめごと(事件)の代表例だとも言える。かつて人類が経験してきた事件の解決方法を憲法や法律の明文で規定しているのは、同じようなことがいつでも復活するおそれがあるからである。私たちはそのことを忘れてはならない。

ところで、「殺人事件をおこした人は、さっさと裁いて死刑にしたらいい」とか、「悪い人をどうして弁護しなければならないのだろうか?」と思うことがあるだろう。

凶悪な殺人事件がおり、新聞やテレビのマスメディアに被疑者の氏名や顔写真が報道されると、「世論」は「理性」を忘れたかのようになり、「犯人」に対する断罪を求める感情的な雰囲気になる。しかし、マスメディアは

「確定判決」を報道しているのであろうか。もしも、その被疑者とされている人が「無実」だったら、どんな方法で償うのだろうか。報道にあおられた「世論」は、どんな責任を果たすのだろうか。事件が重大であれば重大であるほど、疑いをかけられた人の名誉は著しく傷つけられる。でも、「小さな事件」でも心が傷つくことは同じなのだ。

犯罪事実が明確になり有罪が確定するまでは「無罪の推定」が働き、だれでも犯人扱いされてはならない。こんな当たり前のことが、うっかりすると忘れられるのが現実社会なのだ。

だから、事件の取り調べ(捜査の方法)(逮捕令状や捜索・押収令状のことなど)から公判(公開裁判の法廷)のしかた、判決を出す方法までの手続きを法律で取り決めている。これを法

【裁判を受ける権利】  
第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

【刑事被告人の権利】  
第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。  
② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。  
③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

【法定手続きの保障】  
第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【逮捕の要件】  
第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

定手続きの保障という。現在の日本では、これを刑事訴訟法という法律で、具体的に決めている。

この法律の定める手続きを無視すると、社会正義を守り、国民の安全な暮らしを守る使命のために、自分の生命を危険にさらして職務に励んでいる警察官自らが、法を犯し国民の自由と権利を奪う矛盾に陥ることになる。そのために、警察官も国民も、法律(法定手続きの保障)を守って、社会正義を形成し、維持しなければならない。

君は、授業中に紹介した私(倉橋)の体験談(銀行強盗やチカンの疑いを受けて取り調べられた)を覚えているだろうか？ かつて私は、何度も警察官の職務質問に出会ってきた。眼球の障害のために、サングラスをかけて歩かなくてはならない私にとって、これは「運命」なのかも知れない。特に、建築現場の作業員をしていた頃、地下足袋を履いてサングラスをかけていた私は、たびたびそんな経験をした。社会正義に自分の人生をかけようとしていた私なのに。幸い、私にかけられた嫌疑は自分で晴らすことができたからよかったが、もし、私が法律に無知だったら、どうなっていたのだろうか。私だけでなく、正義感に燃えて職務を遂行しようとしていた警察官にとっても不幸な事態になっていただろう。

犯罪は社会の秩序を乱し、人々の平和で安全な暮らしを破壊する行いである。だから、人々は犯罪を犯す者に対して厳しい態度をとる。その犯罪行為に対する厳しさは、極めて自然な感情であり、行動である。

しかしながら、人の行動は、本来は自由であるべきである。そこで、どのような行いが犯罪になり、その犯罪を犯した者がどのような刑罰を受けるべきかを予め定めておく必要がある。それを罪刑法定主義という。これは国家や国民・社会が、社会正義を実現するための最低限度の約束事である。

ところが、罪刑法定主義と法定手続きの保障は、太平洋戦争(大東亜戦争)敗戦までの日本では、往々にして無視された。あいまいな法律(何が犯罪かがあいまい)で、権力側にとって都合の悪い人達を拘束し、監獄につないだり、捜査段階の拷問で死に追い込む事例が数多くあったのである。特に、戦争に反対する意見を発表したり、民主主義を唱えるだけで、逮捕され取り調べられた。その時の根拠にされた治安維持法の存在を忘れてはならないだろう。

【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】  
第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

【住居の不可侵】  
第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。  
② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。